

## 自動車損害賠償責任保険(強制保険) の請求に必要な基本書類一覧表

| 加害者請求 |    | 提出書類名   | 被害者請求 |    |
|-------|----|---|-------|----|
| 死亡    | 傷害 | 仮渡金請求の際に提出した書類は、保険金あるいは損害賠償額請求のときには、再提出の必要はありません。 | 死亡    | 傷害 |
| 保険金   |    |   | 損害賠償額 |    |
| ●     | ●  | 保険金(または損害賠償額)支払請求書★                               | ●     | ●  |
| ●     | ●  | 交通事故証明書   | ●     | ●  |
| ●     | ●  | 事故発生状況報告書(事故現場の見取図)★                              | ●     | ●  |
|       | ●  | 診断書及び診療報酬明細書★                                     |       | ●  |
| ●     |    | 死体検案書または死亡診断書                                     | ●     |    |
| ●     |    | 戸籍謄本  | ●     |    |
| ●     | ●  | 請求者の印鑑証明  | ●     | ●  |
| ○     | ○  | 委任状(委任者の印鑑証明添付のこと)<br>請求権・受領権を委任する場合に必要です。        | ○     | ○  |
| ○     | ○  | 示談書★ 領収書  |       |    |
| ○     | ○  | 看護費、交通費、雑費等の明細書・領収書等                              | ○     | ○  |
| ○     | ○  | 休業損害に関する証明書★                                      | ○     | ○  |

- (1) ●印は、必ず必要な書類です。  
○印の書類は、係の説明を聞いてそろえてください。  
★印の用紙は保険会社の窓口にあります。
- (2) 被害者が2名以上の場合は、請求書はそれぞれ別々に作成することになります。
- (3) 保険請求の時効  
被害者の場合は、事故が起こってから3年以内、加害者の場合は被害者に賠償してから3年以内に保険会社に請求しないと時効になります。
- (4) この一覧表は、各事故に共通して必要な基本書類を示したもので、事故によっては、これ以外の書類が必要となる場合もあります。

県のホームページで交通事故相談Q&A等をご覧になれます。  
<http://www.pref.chiba.lg.jp/seikouan/soudan/jiko/index.html>



# 交通事故相談所の案内

相談は  
無料です

交通事故に遭った場合、損害賠償請求などさまざまな問題が生じます。また、これに伴い、心のケアが必要になることもあります。

県では交通事故に遭いお困りの方のため、専任相談員及び心の相談員(本所)からなる交通事故相談所を下記のとおり設置しています。

相談案件のよりの確で効率的な解決を図るために、早い時期に相談されることをおすすめいたします。

ただし、調停中・裁判中の相談についてはお受けできません。

また、裏面の市・町において、巡回相談を実施していますので、お気軽にご利用ください。相談は電話でもお受けします。

なお、個人情報は交通事故相談の目的以外に使用しません。

|        |  |   |
|--------|--|---|
| 相談所所在地 | 本所   | 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1(県庁本庁舎2階)<br>交通事故相談所 (043)223-2264        |
|        | 東葛飾支所  | 〒271-8560 松戸市小根本7(東葛飾合同庁舎4階)<br>交通事故相談所<br>東葛飾支所 (047)368-8000  |
|        | 安房支所   | 〒294-0045 館山市北条402-1(安房合同庁舎1階)<br>交通事故相談所<br>安房支所 (0470)22-7132 |
| 相談時間   | 午前9時～12時、午後1時～5時(土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く)<br>[受付は午後4時30分まで]<br>できるだけ予約をしてからの来所をお願いします。                                 |   |
| 主な相談内容 | 損害賠償関係、示談の進め方、自賠責保険請求の仕方、心のケア(本所)など  |   |
| 巡回相談   | 県内35市町(裏面参照)<br>午前10時～12時、午後1時～3時<br>土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く。<br>※相談日2日前(土・日、祝日除く。)までに予約をお願いします。<br>詳細は各市・町にお問い合わせ下さい。 |   |



千葉県交通事故相談所

